

長野県畜産広報 家畜衛生情報



令和8年9月29日
(通算 757 号)
問い合わせ先
長野県庁園芸畜産課
電話 026-235-7232

令和8年10月～令和9年5月 「7項目の自己点検」をお願いします！

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒
- ② 衛生管理区域専用の衣服と靴の使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両等の消毒



車両消毒はタイヤの溝やタイヤハウスもしっかりと

- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の使用

衛生管理区域用長靴

家きん舎用長靴



すのこを設置して靴の履き替え時の交差汚染防止

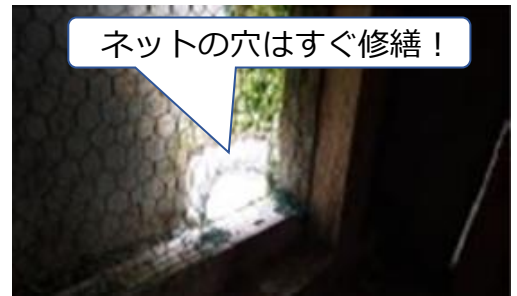
- ⑥ 野生動物侵入防止ネット等の設置と修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除



集卵ベルトを覆うネット



堆肥舎も隙間なくネットで覆う



写真：農林水産省通知より

今シーズンも高病原性鳥インフルエンザ対策として
「毎月1回7項目の自己点検」
をお願いします。家畜保健衛生所が自己点検結果について定期的に電話等で聞き取りをすることがありますので、ご対応をよろしくお願いします。

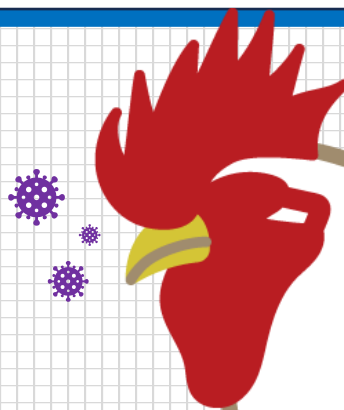
既に9月1日に宮城県で渡り鳥の飛来が確認されており、発生リスクが高い季節になりました。

常に家きんの健康状態を把握し、異状を発見した場合は直ちに家畜保健衛生所に通報してください。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439	長野	026-226-0923
伊那	0265-72-2782	松本	0263-47-3223	園芸畜産課	026-235-7232

対策のポイント

高病原性 鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い状況です。
- 本病の発生を予防するため、地域におけるリスク低減対策を推進し、いま一度、農場におけるウイルス侵入防止対策を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を毎月点検し、不備があれば改善。

■ 人、物、車両の入出時対策

- ・衛生管理区域専用の衣服や靴の使用。
- ・着用前後で交差のない動線、明確な境界を確保。
- ・適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- ・家さん舎ごとの専用の靴の使用。

■ 野生動物の侵入防止、誘引防止

- ・畜舎の壁、防鳥ネット等の破損修繕。
→特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ・ねずみ及び害虫の駆除
- ・鶏卵・鶏糞の搬出口に覆いを設置。
- ・餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など誘引を防止。

裏口も例外なく実施！

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の9月中には防疫体制を整備。

10月から翌年5月までは警戒を強化。

特に11月から翌年1月までは重点対策期間。

野鳥・野生動物対策

- ・農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により野鳥の飛来を防止
- ・農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- ・野鳥等への安易な餌やり等の中止



池の周囲にネットを設置



水抜き

健康観察と異状の早期発見

家さん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の家畜保健衛生所に届け出。

なお、鶏以外の家さんについては、死亡率の増加が明確でない場合や産卵率の低下、元気消失、神経症状等がみられる場合があるため、ご注意ください。

